

国の研究開発プロジェクトに係る研究成果の取扱いの在り方に関する検討会
(第1回)
議事要旨

日時：平成29年10月12日(木) 13:00～15:00

場所：経済産業省別館6階 626-628会議室

出席者

渡部委員長、小島委員、筑木委員、林いづみ委員、原崎委員、正城委員、本村委員、
林健一郎様(徳田委員代理)

議題

1. プロジェクトの試行結果報告について
2. 本村委員によるプレゼン
3. ガイドライン(案)の変更点と今後の進め方について

議事概要

冒頭、松本成果普及・連携推進室長より挨拶。

1. 研究開発データのマネジメントの概要、プロジェクトの試行結果報告について
事務局から、資料に沿って説明
2. 本村委員によるプレゼン
本村委員から、資料に沿って説明
3. ガイドライン(案)の変更点と今後の進め方について
事務局から、資料に沿って説明
4. 自由討議

委員から出された主な意見は以下のとおり。

委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン(案)について、委員の意見を踏まえた必要な修正については、渡部委員長に一任となった。

議題（１）プロジェクトの試行結果報告について

- ・ 研究開発データを、委託者指定データと自主管理データ、非管理データの三つに整理し、自主管理データを、さらに具体的に整理したことにより、非常にわかりやすくなった。

議題（２）本村委員によるプレゼンについて

- ・ データの第三者への提供などをする際に、データの提供元との個別契約が必要となることがあるため、研究開発の前に、データの提供方針などをあらかじめ決めておくことにより、データの第三者への提供が円滑に実施できるのではないか。
- ・ 研究開発データの取扱いについて、研究開発利用と商用利用とで、それぞれの契約が必要になる場合がある。

議題（３）ガイドライン（案）の変更点と今後の進め方について

- ・ 知財運営委員会にデータのマネジメント機能が付与されていることから、知財運営委員会の役割が非常に重要になっている。
- ・ データマネジメントの業務フローの事務局案は、プロジェクト参加者の負担の軽減に資するものである。
- ・ 研究開発データの利活用及び提供の形態として、①広範な利活用、②プロジェクト参加者以外の第三者にも共有、③プロジェクト参加者間のみで共有、④自社のみで活用という整理で、ガイドライン本体を整理した方が、統一感が出るのではないか。
- ・ プロジェクト終了後に国に提供するデータ（委託者指定データ）について、どのようなタイプのデータを積極的にオープンにするべきかについて、今後さらに検討を深めていくことに期待する。

お問い合わせ先

産業技術環境局総務課・研究開発課

- ・ 電話 03-3501-1773 FAX :03-3501-7908 （総務課）
- ・ 電話 03-3501-9221 FAX: 03-33501-7924 （研究開発課）